

発議第1号

消費税の軽減税率制度の早期導入を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成26年3月27日提出

提出者 高山市議会議員 島田政吾

賛成者 高山市議会議員 小井戸真人
松葉晴彦
車戸明良
中箴博之
北村征男

消費税の軽減税率制度の早期導入を求める意見書

昨年12月12日、「平成26年度与党税制改正大綱」において、自民党、公明党は、軽減税率について「消費税率10%時に導入する」との文言を盛り込んだ。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵がおよぶ制度であり、欧米諸国の多くで食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けている。

消費税8%への引き上げ段階においては、簡素な給付措置が実施されるが、あくまで一時的なものであり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。

各種世論調査においても明らかなおり、多くの国民が制度の導入に賛成しており、平均所得が低く、いまだ景気回復の実感が広がらない地方では、軽減税率の導入による恒久的な対応を望む声が高まっている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や中小事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出すこと
2. 軽減税率の導入開始の時期については、「消費税10%への引き上げと同時」とすべきこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

高山市議会